

# ホームページ作成・更新についてのガイドライン

福岡県総合型地域スポーツクラブ育成委員会

## はじめに

ホームページは、クラブの紹介や活動の様子をより多くの人に、手軽に、早く伝えることが出来るとても便利なツールです。しかし、その運用にあたっては、基本的なマナーやルールを守ることが大切です。本ガイドラインに基づいてホームページの作成・更新を行ってください。

## 掲載する情報について

### 1 他人を傷つけるおそれがある情報は載せない

インターネットは、世界につながるネットワークです。些細な気持ちでしたことが、人を傷つけ、予想も付かないほど大きな問題になることがあります。ホームページを作成・更新する際は、様々な立場の人の気持ちになって考えることを心がけてください。なお、次のような情報を発信・公開してはいけません。

- ・差別的な情報
- ・公序良俗に反する情報
- ・虚偽の情報
- ・他人の名誉・信用を傷つけるおそれがある情報
- ・他人のプライバシーを侵害する恐れがある情報
- ・性的な画像や文書

### 2 著作権に注意する

文章や写真、音楽、パソコンのソフトなどの著作物に関する権利は、それを作った人（著作権者）にあります。他の人が作ったものを、クラブのホームページなどで利用するときは、著作権者の許可を得てからにしましょう。

### **3 肖像権に注意する**

他の人が写っている写真を、勝手にクラブのホームページに掲載してはいけません。掲載するときは、必ず写真に写っている人の許可を得てからにしましょう。

＜クラブ会員の方には上記1に反しない限りで、活動の様子などをホームページに掲載することについて、予め承諾を得ておくようにしましょう。＞

### **4 個人情報の取扱いは慎重に**

個人情報である名前や住所、電話番号などを、事前に本人の許可なくホームページで公開してはいけません。個人情報に関しては、慎重に取り扱いましょう。インターネットは誰が見ているか分かりませんので、情報が悪用される危険があることを認識しましょう。

## **管理・運営について**

### **1 更新担当者を決めましょう**

ブログ形式で作成したホームページは、携帯電話からでも簡単に更新することができます。しかし、多くのクラブ会員が更新できるようにしてしまうと、本ガイドラインに示した事項が徹底されず誤った情報が公開されてしまう恐れがあります。そこで、クラブで更新に携わる担当者を決め（複数でも可）、誰が、どの内容を更新したのかが把握できるようにしましょう。

### **2 不適切な情報について**

クラブのホームページに関しては、各クラブの責任において作成・更新を行ってください。また、掲載した情報について（自クラブ、他クラブ）不適切な表現・情報を見つけた場合は、クラブ担当者または県立スポーツ科学情報センター企画情報係まで連絡するようにクラブ会員の皆様に周知をお願いします。

## **お問い合わせ・連絡先**

福岡県立スポーツ科学情報センター スポーツ振興課 企画情報係

TEL 092-611-1717